

路線について



路線の状況（整備前）



「車道混在」の整備について

通行指導の実施



市職員による指導

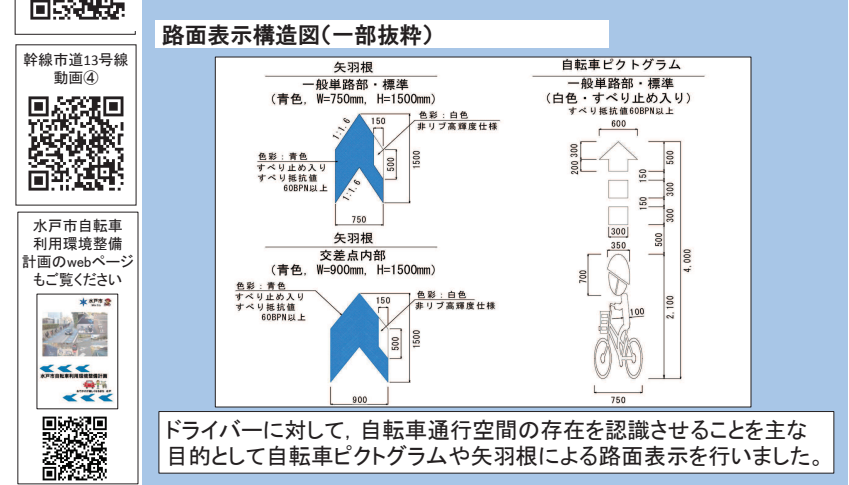
- ・車道左側通行
- ・交差点での一時停止など

学校・警察との連携

・車道左側通行への意識向上

・ドライバーや地域における自転車通行空間に対する認識向上

「車道混在」の整備は、自転車は「車両」とであるという原則を踏まえ、本来の通行位置である車道左側を自転車通行空間とするものです。狭い幹線市道13号線で、歩道における歩行者の安全を第一に考え、自転車通行空間を車道内に確保しました。



市民への周知

工事概要

歩行者の安全確保のため、交通ルールにのっとり、車道内に自転車の通行位置を明示します！！

ドライバーの皆さんへ

交通ルールどおり、自転車も車道を通行します。通行する自転車に配慮し、安全な運転をお願いします。

整備区間



自転車を利用する皆さんへ

- 自転車は車の左側を通行してください。なお、車道の右側を通行する場合は、道路交差点付近になります。（道路交通法第17条）
- 例外に於ては、自転車も歩道を通行できます。歩道とは、13歳未満の子どものみ、70歳以上の高齢者のみが通行する場合、安全確保のために必要と認められる場合、道路関係等、自転車の歩道通行が認められている場合です。（道路交通法第63条の4）

お問合せ先：水戸市交通政策課
担当：中村良太、小林聖志
直通：029-291-3804

工事名

幹線市道13号線自転車通行空間整備工事

工期

平成30年7月21日から平成30年11月17日まで 119日間

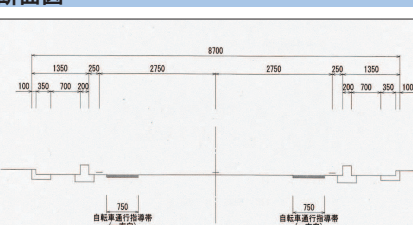
工事費

11,998,800円（防災・安全交付金（道路局）事業）

工事概要

施工延長 L=1.6km
矢羽根 W=0.75m N=178箇所、W=0.90m N=44箇所
ピクトグラム N=97箇所

断面図



交通ルールが変わったわけではないことを強調

自転車利用者よりも「クルマ利用者」への周知を重視

自転車の歩道通行は「例外」

